

令和元年  
第3回定例会

# 市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

## (登壇)

### (はじめに)

令和元年度第3回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

### (おわせ港まつり)

はじめに、おわせ港まつりについてであります。

去る8月3日に開催されました「第69回おわせ港まつり」につきましては、市民の皆さま、市外、県外からのお客様など、昨年と同様およそ5万人の方々にご来場いただきました。

当日は、晴天に恵まれ、早朝よりの「イタダキ市」に加え、恒例の「魚つかみ大会」、「カッター大会」が開催され、会場の魚市場は大いに賑わいました。

また、午後からの特設ステージでは、尾鷲高校軽音楽部、フラダンスチーム、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会、ロックジャム、尾鷲節保存会こども太鼓など、多くの皆さまのご出演による多彩な催しも行われ大いに盛り上がりました。

祭りの掉尾ちょうびを飾る大花火大会おおは、上空の風も味方し近年にない大仕掛けなど、迫力満点の花火が盛大に夏の夜空を彩り、ご来場の皆さまに感動が伝わりご満足されたのではないかと考えております。

これも、市民の皆さま、企業、事業所各位のご理解によるご協賛と、「おわせ港まつり実行委員会」や「ごみナビゲート」など、たくさんボランティアの皆さまのご協力のおかげであり、敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

このように、尾鷲の伝統的な催しを今後益々発展させ、まちの活性化につなげていかなければならないと、大いに感じている次第であります。

### (財政健全化の取り組み)

次に、財政健全化の取り組みについてであります。

厳しい財政状況のなか、昨年度においては、2019年度からの3年間の財政見通しを公表し、効率的、効果的な行財政運営を目指して財政再建委員会で検討を重ね、当初予算編成に取り組んだところではありますが、本年度、改めて2020年度（令和2年度）から、2024年度（令和6年度）までの5年間の財政見通しを作成しましたので、本定例会において、ご報告させていただきたいと存じます。

また、本年度については、地方交付税のうち普通交付税が見込みを上回ったものの、令和3年度には国勢調査人口の減少による影響が見込まれ、市税についても、引き続き減少傾向が予想されることから、財政状況は依然として厳しい状況が続くものと考えております。

こうした状況を踏まえ、今後も選択と集中を徹底した、より一層の行財政改革を断行し、財政の健全化に取り組んでまいります。

### (おわせSEAモデル)

次に、おわせSEAモデルについてであります。

「おわせSEAモデル協議会」におきましては、策定いたしました「グランドデザイン」のもと、「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」を軸とした、産業・観光・市民サービスを融合した拠点として、人々が集い活気あふれる尾鷲を目指し、鋭意協議を進めております。

現在、釣り棧橋検討部会をはじめ、各部会において、想定事業の可能性を検討しつつ、基本計画そして実施計画の作成に向け、検討を重ねているところであり、とりわけ、本市がリーダーを担う「プロジェクトS」の部門につきましては、策定した「グランドデザイン」について、十数社に及ぶ金融機関やコンサル企業をはじめ、あらゆる企業・機関へ直接訪問し、周知活動を行うとともに、積極的

な意見交換を実施しているところでもあります。

また、協議会におきましては、「おわせSEAモデル」構想を、より広く周知するためのホームページを作成したところであり、ブランドデザインの周知や、新たなビジネスモデルの創出を目指す企業参画の呼びかけをおこなっているところでもあります。

このように、地産地消エネルギーによる産業振興、また、集客交流人口の拡大に向け、具体的な事業計画策定の取り組みを進めておりますので、市民の皆さまをはじめ、議員の皆さま、関係者の皆さまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### **(自然環境及び良好な生活環境の保全)**

次に、自然環境及び良好な生活環境の保全についてであります。

近年、本市を含む近隣市町に県外から大量の土砂が搬入され、市民の皆さまからは、生活環境に対する不安や心配の声があがっております。

このような市民の皆さまの不安や心配を払拭するため、土砂等の埋立て等の行為に対して、「災害の防止」と「環境保全」を目的とした条例制定に向けて検討を進めているところでもあります。

本条例におきましては、搬入される土砂等の基準や、崩落などによる災害を防止するための構造基準を定めることとし、市民の皆さまからのご意見も参考にしながら条例化に取り組んでまいります。

### **(防災対策)**

次に、防災対策についてであります。

本市は、過去から今日に至るまで、台風や大雨による土砂災害の発生、地震による津波の襲来といった災害による被害を経験してきた地域であります。

昨年度も、台風21号、台風24号の強い風により様々な被害が発生いたしました。

自然災害からの被害を軽減するためには、これまで発生した災害から得られた教訓を的確に活かし、平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時には自ら身の安全を守る「自助」とともに、地域住民が連携してお互いに助け合う「共助」の取組を更に拡大させることが重要であります。

このようなことから、本市では毎年、市民の皆さまと総ぐるみで「尾鷲市防災訓練」を実施しており、訓練内容につきましては、各自主防災会が企画し、訓練指導を防災危機管理課をはじめ地元消防団員や消防職員と協力し、「地域のみんなで災害に立ち向う。」という連帯感の醸成を目的としているところであります。

本年度も、多くの自主防災会、自治会におかれましては、「尾鷲市防災訓練」に参加予定であり、その実施時期につきましては、近年の記録的な暑さを考慮し、来る10月27日に実施を試みることでしております。

市民の皆さまに根付きつつある防災文化を風化させることなく、さらに醸成し、本市全域での「被災者ゼロ」を目指していきたいと考えておりますので、市民の皆さまの訓練への積極的な参加をお願い申し上げます。

次に、防災行政無線のデジタル化につきましては、電波法による使用制限や機器の経年劣化に伴い、新たに整備を行うこととしております。

昨年度に、防災行政無線整備の基本計画を策定し、実施設計を行い、本年度からの2か年で本体工事を進めてまいりたいと考えております。

本整備事業は、地震・津波等の緊急情報や台風等の気象情報をはじめとして、情報を速やかに伝達する手段であることから、本事業の推進により、なお一層の防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

### (健康づくりの推進)

次に、健康増進等普及啓発強化事業についてであります。

本市では、健康寿命の延伸に向け、健康増進計画に基づき、本年6月から毎月、市民の皆さまに対しキャンペーンをおこない「健康増進等普及啓発強化事業」に取り組んでおります。

本事業では、各関係機関と連携し、6月の受動喫煙防止をはじめ、特定健診・がん検診の受診推奨、食生活の改善、運動習慣の改善、メンタルヘルスなど、PR用啓発物品の配布やのぼり等を活用した街頭キャンペーンを実施しております。

本キャンペーンは、来年3月までを強化期間とし、月替わりで実施するもので、市民の皆さまの健康増進及び生活習慣病の重症化予防等に取り組んでまいります。

### (プレミアム付商品券事業)

次に、プレミアム付商品券事業についてであります。

本事業は、本年10月に予定されております消費税の10%への引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、市内の店舗で利用できるプレミアム付きの商品券を発行するものであります。

国の財政支援を活用し、全国の自治体で実施されているところであり、本市におきましても、本年10月から販売及び利用開始となりますので、対象者の方には本事業をご理解いただき、積極的なご利用をお願い申し上げます。

### (子育て支援の推進)

次に、子育て支援の推進についてであります。

子ども医療費につきましては、中学校卒業までの子どもを対象に、すでに無償化を実施しておりますが、さらに本年9月診療分から、

0歳から6歳までの未就学児を対象に、医療機関での支払いが不要となる「窓口負担の無償化」を実施いたします。

次に、幼児教育・保育の無償化につきましては、幼稚園及び保育園に通う3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、本年10月から実施します。

このように、子ども医療費、保育料の無償化により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、より一層の子育て支援の充実に努めてまいります。

### （おわせっ子 共育フェスティバル）

次に、第7回「おわせっ子 共育フェスティバル」の開催についてであります。

本フェスティバルは、これまで市内の子どもたちが集い・見合い・聞き合う学びの場として、また、多くの人々の前に立ち発表することが自信や意欲につながる体験の場として実施しております。

これにより、それぞれの学校が、工夫をこらした発表を繰り広げ、観客の皆さまに感動を与えており、なによりも、子どもたちが自らの発表をおこなうことで、大きな自信につながっていると捉えております。

本年度につきましても、「尾鷲に生きる！！」をテーマに、本年11月22日にせぎやまホールにて、開催いたします。

保護者や地域の皆さま方にも是非ご来場いただき、おわせ人<sup>ひと</sup>として次代を担う子どもたちに、励ましの声援を送っていただきますようお願い申し上げます。

### （三木幼稚園について）

次に、三木幼稚園についてであります。

保護者の皆さまや地域の方々をはじめ、関係者の方々のご尽力により、本年4月から賀田小・三木小・三木里小学校の3校が統合し

たことに伴い、三木幼稚園も賀田小学校に併設され、新たなスタートを切りました。

新たな三木幼稚園の園児たちは、小学校に通うお兄さん、お姉さんたちと一緒に通う事ができ、また、色々な場面での交流もあり、小学生のたくましさや優しさに接し、集団遊びでも元気いっぱい活動するなど、共に成長する姿を見せてくれています。

しかしながら、現在在園している園児たちは、本年度で卒園し、来年度新たな園児が見込めない状況である事や、今後の未就学児数の推移を考慮いたしますと、ここで一定の決断が必要であると考え、本年度をもって廃園するという結論にいたりました。

地域の皆さま方をはじめ関係者の方々のご理解のほどお願い申し上げます。

#### **（尾鷲総合病院の維持・存続）**

次に、尾鷲総合病院の維持・存続についてであります

尾鷲総合病院は、人口減少に伴い、患者数が減少し、病院の経営状況は、年々厳しくなっており、持続可能な経営数値を確保するには大変難しい状況にあります。

今後、人口減少が進む中、医療需要の減少が益々見込まれますが、尾鷲総合病院を維持・存続していくためには、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を構築し、経営の健全化を図っていく必要があります。

これらの取り組みを計画的に進めるため、「病院新改革プラン」の見直しを行うことを、先の定例会にてご報告申し上げましたが、このたび、中間案がまとまりましたので本定例会においてご報告申し上げます。



## (提案説明)

それでは、今回提案しております議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの23議案について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布されました。

同法第44条において、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう欠格条項に係る措置の適正化を図られたところであります。

これにより地方公務員法が改正され、本年12月14日から施行されることに伴い、本市関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第45号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、本年10月1日より実施予定となっている幼児教育・保育の無償化に関連し、本年5月に公布された「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」において、「支給認定」等の略称が改正されたことに伴い、本市条例において使用されている略称について改正するものであります。

次に、7ページの議案第46号「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定について」につきましては、全国的な問題として適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住

民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年に公布されております。

本市においても、空家等に関する施策を推進するにあたり必要な事項を定めるものであります。

次に、10ページの議案第47号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」につきましては、本年4月、「住民基本台帳法施行令」の一部が改正されたことに伴い、本年11月5日より希望者は住民基本台帳に旧姓（旧氏）を記録することが可能となったため、印鑑登録及び証明においても旧姓を使用できるよう本条例の一部を改正するものであります。

次に、13ページの議案第48号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、財政の健全化に資するため、平成30年4月より三役の給与を減額する措置を講じていますが、減額期間はそれぞれの任期となっているため、現教育長の任期満了に伴い減額期間を延長するものであります。

次に、議案第49号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月に公布され、「工業標準化法」の名称を「産業標準化法」に改正し、同法で規定する「日本工業規格（JIS）」の名称を「日本産業規格（JIS）」に改める改正内容が、本年7月に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、来年度以降、三木幼稚園への新規入園児の見込みがなく、本年度末をもって廃園とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本年3月「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、同基準に準拠している本条例の一部を改正するものであります。

また、学校教育法の改正により「専門職大学」制度が創設され、「専門職大学」の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同様とみなされることとなることから、本条例該当箇所についても併せて改正するものであります。

次に、議案第52号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本年3月「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、同基準に準拠している本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」につきましては、本年6月「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」につきましては、「模範漁港管理規定例」の一部が改正され、民間活力の導入も視野に、水産業の振興や漁村の賑わいの創出の場として漁港の有効活用を図るため、「模範漁港管理規程例」で定める漁港施設（用地を含む）の占有期間を延長するための改正であります。

次に、議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、平成30年12月水道法が改正され、各自治体における指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入され、更新に際し更新料を設定する必要性が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、29ページの議案第56号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から、33ページの議案第60号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について、一括して説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5億3,749万6千円、国民健康保険事業会計で3,624万7千円、後期高齢者医療事業会計で601万9千円をそれぞれ追加し、水道事業会計では、歳入で200万1千円を追加し、これにより各会計を含めた予算総額を191億726万9千円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款、地方特例交付金371万7千円の増額は、額の確定により169万8千円の増額、消費税率引き上げに伴う消費の反動減対策として創設された、自動車税減収補填特例交付金147万7千円の追加が主なものであります。

10款、地方交付税は、普通交付税の額の確定により2億6,801万7千円を増額するものであります。

これは主に、償却資産税の減少に伴う基準財政収入額の減少及び基準財政需要額において、社会福祉費や高齢者保健福祉費等の単位数費用及び補正係数等が、例年の水準を大幅に上回り、算定額が見込みを上回ったこと、また、臨時財政対策債への振替額が見込みを下回ったことにより、総額として増額となったことが主な要因であります。

14款、国庫支出金524万3千円の増額は、医療扶助費等国庫負担金前年度精算金486万6千円、生活保護システム改修に対する生活困窮者就労準備支援事業等補助金168万6千円の増額が主なものであります。

15款、県支出金132万2千円の増額は、森林再生力強化対策事業補助金に対する、みえ森と緑の県民税市町交付金199万7千円の追加が主なものであります。

18款、繰入金621万7千円の増額は、前年度等の精算金として、後期高齢者医療事業会計から41万2千円、国民健康保険事業会計から580万5千円を繰り入れるものであります。

19款、繰越金2億1,834万3千円の増額は、平成30年度決算に伴う繰越金であります。

20款、諸収入353万7千円の増額は、地域支援事業（社会保障充実分）前年度精算金の追加であります。

21款、市債3,110万円の増額は、防災行政無線デジタル化事業債9,310万円の追加、令和元年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い6,200万円を減額するものであります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

総務費の財産管理費では、基金積立金として財政調整基金積立金3億7,008万円、ふるさと応援基金積立金2,772万5千円ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

企画費では、企画振興事業として、令和2年度以降の「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のための費用38万5千円の追加であります。

防災費では、防災行政無線デジタル化事業で、電波法の改正により、現在のアナログ方式の防災行政無線が使用できなくなることから、新たにデジタル方式の防災行政無線等を整備する費用として、防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託料165万円の増額、防災行政無線デジタル化整備工事請負費9,143万2千円の追加であります。

民生費では、各事業における前年度精算金の追加のほか、自立支援給付事業で、事業量の減少による放課後等デイサービス給付費113万円、児童発達支援事業費212万5千円の減額、生活保護総

務費で、生活保護法の改正による進学準備給付金制度に対応する為のシステム改修費用として、生活保護システム改修委託料313万5千円の追加が主なものであります。

農林水産業費の林業振興費では、みえ森と緑の県民税連携枠事業を新規に追加するもので、森林所有者が行う新たな植付地等への獣害防止施設等の整備に対する支援として、森林再生力強化対策事業補助金199万7千円を追加するものであります。

教育費の学校管理費では、中学校施設整備事業として、尾鷲中学校の貯水槽給水ポンプ2基のうち1基が故障し、残りの1基についても万全な状態ではないことから、1基分の修繕料として118万8千円を増額するものであります。

公債費では、平成30年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で82万9千円の増額、公債費利子で276万5千円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページをご覧ください。

追加で、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託及び尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、2年にわたる整備事業の令和2年度事業費について、債務負担行為を設定するものであります。

尾鷲市民文化会館指定管理料につきましても、翌年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

7ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、3,624万7千円を追加し、歳入歳出総額を24億6,280万5千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金3,542万1千円、諸収入82万6千円の増額であります。

歳出は、基金積立金で、財政調整基金積立金1,716万6千円の増額、諸支出金1,908万1千円の増額は、普通交付金前年度

精算金 1, 327万6千円、事業費等の精算による一般会計繰出金 580万5千円の追加であります。

8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、601万9千円を追加し、歳入歳出総額を6億1,541万1千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金601万9千円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金560万7千円の増額と、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計への繰出金41万2千円の増額であります。

9 ページをご覧ください。病院事業会計であります。

債務負担行為補正について説明いたします。

給食業務委託1件の追加で、これにつきましては、翌年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

次に、水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入で、営業外収益が平成29年9月に棄却となった損害賠償請求事件の第2審裁判費用に係る保険金として雑収益200万1千円の増額であります。

以上をもちまして、議案第56号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から議案第60号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の34ページをご覧ください。

議案第61号「平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、37ページの議案第64号「平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項に規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(降壇)



## (登壇)

### (会計管理者)

それでは、議案第61号「平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第64号「平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4議案につきまして、「平成30年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の103億66万4千円に対し、歳入決算額は102億2,369万8,925円、予算現額に対する収入率は99.2%であります。

歳出決算額は100億449万2,534円で、執行率は97.1%となり、歳入歳出差引残額は、2億1,920万6,391円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は、同額の26億5,802万7千円に対し、歳入決算額は26億645万2,876円、予算現額に対する収入率は98.0%であります。

歳出決算額は25億7,103万57円、執行率は96.7%、歳入歳出差引残額は、3,542万2,819円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億3,528万8千円に対し、歳入決算額は、6億3,810万3,656円、予算現額に対する収入率は100.4%であります。

歳出決算額は6億3,208万3,664円、執行率は99.4%、歳入歳出差引残額は、601万9,992円であります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の106万4千円に対し、決算額は、歳入歳出とも同額の106万3,40

4円、収入率・執行率は99.9%、歳入歳出差引残額は0円であります。

以上、平成30年度の決算総額は、予算現額135億9,504万3千円に対し、歳入決算額は、134億6,931万8,861円、予算現額に対する収入率は99.0%であります。

歳出決算額は132億866万9,659円、執行率は97.1%、歳入歳出差引残額は、2億6,064万9,202円であります。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が86万2千円でございますので、これを差し引いた2億1,834万4,391円が実質収支額となり、令和元年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額86万2千円は、6月3日に開会されました、令和元年第2回定例会の「報告第8号」にて報告させていただきました、平成30年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億3,186万3千円の財源内訳における一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により各款別の主なものについてご説明いたします。

1款市税は、予算現額21億4,102万3千円に対し、調定額は22億6,969万1,910円、収入済額は21億8,135万1,447円、一般会計収入済額全体（構成比）の21.3%を占めております。

前年度との比較は4,588万5,953円の減少となっており、その主な要因は固定資産税及び都市計画税の減収であります。

不納欠損額は65万7,694円、前年度との比較は505万3,377円の減少であります。

収入未済額は8,768万2,769円、前年度との比較は、947万6,323円の増加であり、収納率は96.1%であります。

2款地方譲与税の収入済額は5,130万円、前年度との比較は40万1千円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は462万4千円、前年度との比較は22万9千円の減少であります。

4款配当割交付金の収入済額は929万1千円、前年度との比較は281万円の減少であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は740万9千円、前年度との比較は451万円の減少であります。

6款地方消費税交付金の収入済額は3億3,783万5千円、前年度との比較は2,169万円の増加であります。

7款自動車取得税交付金の収入済額は1,954万7千円、前年度との比較は100万8千円の増加であります。

8款地方特例交付金の収入済額は753万6千円、前年度との比較は149万7千円の増加であります。

次に、5、6ページをご覧ください。

9款地方交付税の収入済額は35億6,570万6千円、一般会計収入済額全体の34.9%を占めております。

前年度との比較は687万8千円の減少であります。

10款交通安全対策特別交付金の収入済額は226万7千円、前年度との比較は20万4千円の減少であります。

11款分担金及び負担金の収入済額は1億3,287万2,676円、前年度との比較は88万51円の減少であります。

収入未済額は732万3,380円、主なものは保育所入所保護者負担金であります。

12款使用料及び手数料の収入済額は1億2,163万5,417円、前年度との比較は264万1,892円の減少であります。

収入未済額は783万4,800円、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

13款国庫支出金の収入済額は8億6,550万3,977円、前年度との比較は7,891万2,996円の減少であります。

これは主に、総務費国庫補助金及び民生費国庫補助金の減少によるものであります。

14款県支出金の収入済額は5億8,646万5,762円、前年度との比較は1,107万9,987円の増加であります。

これは主に、総務費県補助金、民生費県補助金の増加によるものであります。

15款財産収入の収入済額は4,212万4,006円、前年度との比較は472万544円の増加であります。

これは、不動産売払収入の増加によるものであります。

次に、7、8ページをご覧ください。

16款寄附金の収入済額は1億3,737万4千円、前年度との比較は1,560万4,889円の増加であります。

これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、ふるさと納税の増加が主な要因であります。

17款繰入金の収入済額は11億5,789万2,278円、前年度との比較は3億2,045万3,683円の増加であります。

これは、財政調整基金繰入金の増加によることが、主な要因であります。

18款繰越金の収入済額は2億4,551万6,972円であります。

19款諸収入の収入済額は1億3,544万7,390円、前年度との比較は732万2,159円の増加であり、これは、民生費受託事業収入の増加が主な要因であります。

収入未済額は1, 139万2, 401円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が127万7, 500円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が1, 009万3, 901円です。

20款市債の収入済額は6億1, 200万円、前年度との比較は1億6, 020万円の減少であります。

科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額103億66万4千円に対しまして、調定額103億3, 858万9, 969円、収入済額は102億2, 369万8, 925円、前年度との比較は5, 388万3, 171円の増加となり、不納欠損額は65万7, 694円、収入未済額は、1億1, 423万3, 350円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は99.2%、調定に対する収入割合は98.8%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の35ページから38ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについてご説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億1, 797万5, 130円、前年度との比較は161万7, 674円の増加であります。

この主な要因は、前年度において、議員1名の辞職等により、議員報酬等が減額となっておりますが、平成30年度は定数となったこと等から、増加となったものであります。

執行率は97.5%であります。

2 款総務費は、支出済額 2 0 億 3, 9 3 2 万 3, 4 3 3 円、前年度との比較は 2 億 1, 9 8 4 万 5, 7 4 6 円の増加であります。

主な要因は、総務管理費における財産管理費の増加によるものであります。

執行率は 9 7. 4 % であります。

3 款民生費は、支出済額 3 2 億 7 1 4 万 6, 2 2 0 円、前年度との比較は 2 億 5, 1 5 8 万 1, 4 3 8 円の減少であります。

この主な要因は、児童福祉費における児童福祉総務費の減少によるものであります。

執行率は 9 8. 5 % であります。

4 款衛生費は、支出済額 1 4 億 6, 0 5 7 万 4, 2 4 9 円、前年度との比較は 1, 5 3 7 万 8, 0 5 0 円の減少であります。

この主な要因は、病院費の減少によるもので、執行率は 9 8. 6 % であります。

次に、1 1、1 2 ページをご覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 4 億 4, 5 5 9 万 8, 2 2 0 円、前年度との比較は、3, 0 5 3 万 2, 4 0 7 円の増加であります。

この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。

執行率は 9 8. 2 % であります。

6 款商工費は、支出済額 1 億 3, 1 2 7 万 9, 0 1 7 円、前年度との比較は 1, 0 5 7 万 5 4 7 円の増加であります。

この主な要因は、商工費における商工総務費の増加によるものであります。

執行率は 9 8. 2 % であります。

7 款土木費は、支出済額 3 億 4, 6 8 1 万 8, 7 2 8 円、前年度との比較は 4, 0 6 5 万 5, 7 5 1 円の増加であります。

この主な要因は、河川費及び都市計画費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 1, 386 万 3 千円は、急傾斜地崩壊対策事業であります。

執行率は 95.1% であります。

8 款消防費は、支出済額 4 億 6, 139 万 7, 060 円、前年度との比較は 829 万 7, 298 円の減少であります。

この主な要因は、消防費における常備消防費の減少によるものであります。

執行率は 99.1% であります。

9 款教育費は、支出済額 6 億 4, 467 万 5, 131 円、前年度との比較は 2, 547 万 3, 458 円の増加であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 1 億 1, 800 万円は幼稚園及び小中学校空調設備設置事業であります。

執行率は 82.3% であります。

次に、13、14 ページをご覧ください。

10 款災害復旧費は、支出済額 2 億 11 万 6, 800 円、前年度との比較は 108 万 810 円の減少であります。

この主な要因は、農林水産業施設災害復旧費の減少によるものであります。

執行率は 50.4% であります。

11 款公債費は、支出済額 1 億 4, 758 万 8, 546 円、前年度との比較は 2, 783 万 5, 765 円の増加であります。

12 款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額 103 億 66 万 4 千円に対し、支出済額は 100 億 449 万 2, 534 円で、前年度との比較は 8, 019 万 3, 752 円の増加であります。

翌年度繰越額は 1 億 3, 186 万 3 千円、不用額は 1 億 4, 630 万 8, 466 円、執行率は 97.1% であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を39ページから44ページにかけて記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページをご覧ください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフで表したものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税34.9%、市税21.3%、繰入金11.3%、以下は記載のとおりであります。

なお、( )内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、民生費32.1%、総務費20.4%、衛生費14.6%、以下は記載のとおりであります。

次に、17ページをご覧ください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。

決算額の合計100億449万3千円のうち義務的経費は43億511万7千円、全体の43.0%を占めております。

前年度との比較は、1,144万5千円の減少であります。

次に、投資的経費は6億5,585万7千円、前年度との比較は、1億2,535万6千円の減少で、構成比は6.6%であります。

次に、その他の経費は、50億4,351万9千円、前年度との比較は2億1,699万5千円の増加で、構成比は全体の50.4%であります。

なお、この性質別経費を円グラフで表したものが、18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをご覧ください。

この表は、平成15年度から国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものであります。



19 ページ「繰出金」下から二段目の平成30年度の欄をご覧ください。

国保・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計6億2,823万2千円であります。

19 ページから20 ページ「負担金」の平成30年度の欄をご覧ください。

病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金は合計13億9,387万1千円であります。

「繰出金」と「負担金」の合計は20億2,210万3千円であります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要についてご説明いたします。

21、22 ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1 款国民健康保険税は、予算現額3億6,318万7千円に対し、調定額は4億4,452万9,354円、収入済額は3億6,483万413円、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の14.0%を占めております。

前年度との比較は、2,141万3,226円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。

不納欠損額は148万6,588円、前年度との比較は、227万9,567円の減少であります。

収入未済額は7,821万2,353円、前年度より303万7,299円の増加であります。

収入率は100.4%、収納率は82.0%であります。

2 款県支出金の収入済額は18億1,607万3,152円、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の69.7%を占めております。

前年度との比較は16億8,938万6,539円の増加であります。

この主な要因は、国保制度改革（国保財政の県一元化）に伴う普通交付金の増加によるものであります。

3款財産収入は、収入済額1万円、前年度と比較して3万1千円の減少であります。

4款繰入金は、収入済額2億5,631万8,837円、前年度との比較は1億1,529万1,927円の減少であります。

この主な要因は、国保財政調整基金繰入金の減少であります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金1億5,793万4,142円であります。

6款諸収入は、収入済額1,128万6,332円、主に、延滞金や医療費返納金などの収入であります。

前年度との比較は121万3,167円の減少であります。

次の国庫支出金、療養給付費等交付金につきましては、平成29年度の予算科目で、国保財政の県一元化に伴い、それぞれ皆減であります。

次に、23、24ページをご覧ください。

前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましても、国保財政の県一元化に伴い、それぞれ皆減であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額26億5,802万7千円に対し、調定額26億8,692万2,508円、収入済額26億645万2,876円、不納欠損額148万6,588円、収入未済額7,898万3,044円であります。

収入率は98.0%、収納率は97.0%であります。

次に、25、26ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,854万9,914円、前年度との比較は478万145円の減少であります。

執行率は95.8%であります。

2 款保険給付費は、支出済額 1 7 億 7, 2 0 4 万 6, 7 9 6 円、支出済額全体の 6 8. 9 % を占めております。

前年度との比較は 3, 8 4 3 万 7, 6 7 2 円の減少であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分及び、退職分療養給付費等の減少によるものであります。

執行率は 9 5. 7 % であります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国保制度改革（国保財政の県一元化）に伴う新規科目で、支出済額 5 億 5, 9 6 0 万 8, 8 5 7 円で、一般被保険者医療給付費分 3 億 8, 3 6 1 万 1 千円ほか、三重県への納付金であります。

執行率は 9 9. 9 % であります。

4 款共同事業拠出金は、支出済額 2 0 3 円、前年度との比較は 5 億 4 0 9 万 7, 4 8 5 円の減少であります。

この主な要因は、国保制度改革（国保財政の県一元化）に伴う高額共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の皆減によるものであります。

5 款保健事業費は、支出済額 2, 2 5 6 万 6, 0 5 2 円、前年度との比較は 4 2 4 万 6, 8 6 1 円の増加であります。

この主な要因は、特定健康診査等事業費及び疾病予防費の増加によるものであります。

執行率は 8 5. 1 % であります。

6 款基金積立金は、支出済額 1 億 1, 8 5 3 万 8 千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 2, 1 4 3 万 7 千円の増加であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、2 7、2 8 ページをご覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 3, 9 7 2 万 2 3 5 円、前年度との比較は、9 0 0 万 8, 0 9 2 円の増加であります。

この主な要因は、退職償還金及び還付加算金の皆増によるものであります。

執行率は96.1%であります。

次の後期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、国保制度改革（国保財政の県一元化）に伴う皆減であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額26億5,802万7千円に対しまして、支出済額は25億7,103万57円、前年度との比較は3億3,644万7,092円の減少であります。不用額は8,699万6,943円、執行率は96.7%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45ページから48ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、ご説明いたします。

29、30ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料の収入済額は、2億35万2,633円、前年度との比較は716万8,096円の増加であります。

収入率は101.9%、収納率は98.1%であります。

不納欠損額は1万4,134円、収入未済額は371万2,328円であります。

2款国庫支出金は平成30年度に交付の対象となった補助事業に係る新規科目で、収入済額は139万3千円、後期高齢者医療システム改修に係る高齢者医療制度円滑運営事業補助金の皆増であります。

3款繰入金の収入済額は4億1,058万722円、前年度との比較は503万8,922円の減少であります。

この主な要因は、事務費繰入金の減少によるものであります。

4款繰越金の収入済額は561万7,709円で、前年度からの繰越金であります。

5 款諸収入の収入済額は、2, 015 万 9, 592 円、前年度との比較は 264 万 5, 626 円の減少であります。

この主な要因は、前年度精算金の減少によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額 6 億 3, 528 万 8 千円に対し、調定額は、6 億 4, 183 万 118 円、収入済額は、6 億 3, 810 万 3, 656 円、不納欠損額 1 万 4, 134 円、収入未済額 371 万 2, 328 円、収入率は 100.4%、収納率は 99.4%となりました。

次に、31、32 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費の支出済額は 1, 144 万 363 円、前年度との比較は 146 万 4, 716 円の増加であり、執行率は 96.5%であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は、5 億 9, 999 万 9, 656 円、支出総額の 94.9%を占めております。

前年度との比較は 112 万 5, 559 円の増加であります。

3 款諸支出金の支出済額は 2, 064 万 3, 645 円で、一般会計への繰出金等であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 6 億 3, 528 万 8 千円に対しまして、支出済額 6 億 3, 208 万 3, 664 円、不用額 320 万 4, 336 円、執行率は 99.4%であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましても、49 ページから 50 ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要について、ご説明いたします。

33、34 ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額いずれも同額の106万3,404円であります。

歳入の1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金で、収入率は99.9%、歳出の1款公債費の支出済額は、市債償還元金及び償還利子で、不用額は596円、執行率は99.9%となりました。

以上、平成30年度尾鷲市一般会計及び3つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきましてご説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(降壇)**

## (登壇)

### (病院事務長)

議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましてご説明申し上げます。

まず、決算のご説明の前に、平成30年度の病院稼働状況について、ご説明申し上げます。

平成30年度尾鷲市病院事業会計決算書の19ページの業務、1.業務量(1)稼働状況をご覧ください。

平成30年度の入院の延患者数は、一般病棟が5万5,167人、療養病棟が1万827人、合計、6万5,994人で、前年度と比較して4,670人減少しております。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して76.0%、療養病棟の病床数56床に対して53.0%、全体の病床利用率は70.9%で、前年度と比較して5ポイント減少しております。

外来の延患者数は、9万4,244人で、前年度と比較して3,662人減少しております。

次に、20、21ページをご覧ください。

(2)科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、外科が1,076人、眼科が50人増加しておりますが、内科が3,263人、呼吸器外科が353人、整形外科が958人、小児科が1人、産婦人科が150人、耳鼻咽喉科が1人、皮膚科が107人、泌尿器科が963人減少しております。

また、外来では、内科が792人、眼科が502人、精神科が2人、放射線科が4人増加しておりますが、神経内科が131人、外科が101人、呼吸器外科が497人、脳神経外科が306人、整形外科が2,202人、小児科が443人、産婦人科が231人、耳鼻咽喉科が58人、皮膚科が429人、泌尿器科が564人減少しております。

それでは、平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、ご説明いたします。

1、2ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款、病院事業収益の予算額42億8,910万7千円に対し、決算額は、42億6,060万9,538円で、予算額に比べ2,849万7,462円の減であります。

次に、支出では、第1款、病院事業費用の予算額、44億1,123万7千円に対し、決算額は、43億8,243万2,654円で、不用額は2,880万4,346円であります。

次に、3、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入の予算額3億219万4千円に対し、決算額は、3億99万3千円で、予算額に比べ120万1千円の減であります。

次に、支出では、第1款、資本的支出の予算額4億3,006万6千円に対し、決算額は、4億1,939万4,587円で、不用額は1,067万1,413円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億1,840万1,587円につきましては、全額、一時借入金で措置しております。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

1 医業収益は、37億225万7,646円、2 医業費用は、41億7,163万7,019円で、医業損失は、4億6,937万9,373円であります。

3 医業外収益は、5億4,645万8,036円、4 医業外費用は、1億9,690万6,073円で、医業外収支は、3億4,955万1,963円であります。

この額から医業損失を差し引いた1億1,982万7,410円が経常損失であります。



5 特別利益は、1 8 6 万 1 , 7 1 4 円、6 特別損失は、6 5 5 万 8 , 2 5 0 円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は、1 億 2 , 4 5 2 万 3 , 9 4 6 円であります。

これに、前年度繰越欠損金 2 8 億 6 5 0 万 1 3 4 円を加えた当年度未処理欠損金は、2 9 億 3 , 1 0 2 万 4 , 0 8 0 円となり、この額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8 ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の 2 億 8 5 万 6 , 0 9 5 円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ 3 , 1 3 0 万 9 , 4 1 2 円、1 , 8 2 7 万 6 , 6 5 0 円、1 億 6 , 6 9 6 万 3 , 7 6 2 円であります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金 1 , 0 5 2 万 7 千円により、当年度末残高は、2 5 億 8 , 7 0 6 万 5 , 4 2 1 円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は、2 8 億 3 6 1 万 5 , 2 4 5 円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純損失 1 億 2 , 4 5 2 万 3 , 9 4 6 円により、当年度末残高は、マイナス 2 9 億 3 , 1 0 2 万 4 , 0 8 0 円であります。

次に、7 ページ下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分額はありませぬので、資本金の処分後残高は、2 億 8 5 万 6 , 0 9 5 円、資本剰余金の処分後残高は、2 8 億 3 6 1 万 5 , 2 4 5 円、未処理欠損金の処分後残高は、マイナス 2 9 億 3 , 1 0 2 万 4 , 0 8 0 円であります。

次に、9 ページから 1 1 ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、9 ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の（１）有形固定資産は、イからトまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた 29 億 5,729 万 9,746 円であります。

（２）無形固定資産は、327 万 9,200 円であります。

（３）投資その他の資産は、1,405 万 650 円で、これら固定資産合計は、29 億 7,462 万 9,596 円であります。

次に、2 流動資産は、（１）現金預金、（２）未収金、（３）貯蔵品、（４）前払金を合わせた流動資産合計、6 億 5,189 万 1,086 円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、36 億 2,652 万 682 円であります。

次に、10 ページ、負債の部をご覧ください。

3 固定負債の（１）企業債は、令和 2 年度以降償還予定の企業債 18 億 9,218 万 9,460 円であります。

（２）引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した 3 億 2,037 万 9,409 円で、固定負債合計は、22 億 1,256 万 8,869 円であります。

4 流動負債の（１）一時借入金は、3 億 6,100 万円で、前年度と比較して 1,100 万円の増であります。

（２）企業債は、令和元年度償還予定の 3 億 1,046 万 6,608 円であります。

（３）未払金は、2 億 6,434 万 9,919 円であります。

（４）引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は、1 億 3,344 万 8,475 円であります。

（５）その他流動負債は、1,875 万 4,244 円で、流動負債合計は、10 億 8,801 万 9,246 円であります。

5 繰延収益は、収益化累計額を差し引きした長期前受金が、2 億 5,248 万 5,307 円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、35 億 5,307 万 3,422 円であります。

次に、11 ページ、資本の部をご覧ください。

6 資本金は、2億85万6,095円であります。

7 剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した28億361万5,245円であります。

(2) 欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の29億3,102万4,080円となり、これを資本剰余金から差し引いたマイナス1億2,740万8,835円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、7,344万7,260円、負債の部と合わせた負債資本合計は、36億2,652万682円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上が、議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましての決算説明であります。

なお、決算書の14ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

## (登壇)

### (水道部長)

議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、平成30年度の水道事業の概況について、ご説明申し上げます。

「平成30年度尾鷲市水道事業会計決算書」の13ページをご覧ください。

平成30年度の給水戸数は9,369戸で前年度に比べて104戸の減であり、普及率は99.9%でございます。

年間総給水量は378万1,118立方メートル、前年度と比較すると給水量で8万4,871立方メートルの減、有収水量で9万9,269立方メートルの減となっております。有収水量減少は大口使用量の減少が主な要因と考えております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において中川、倉ノ谷町、大曾根、泉町地内の配水管布設替工事及び泉加圧ポンプ場加圧ポンプ取替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、賀田、三木浦、古江、曾根地内の配水管布設替工事及び早田地内配水管改良工事、賀田第1(北)浄水場送水ポンプ取替工事、三木浦第1浄水場送水ポンプ取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」5億1,065万7,978円に対し、「事業費用」4億8,604万9,550円で、差し引き2,460万8,428円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。決算書の1ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額5億4,628万4千円に対し、決算額は5億4,

849万3,621円で、予算額を220万9,621円上回っております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額5億3,485万7千円に対し、決算額は5億1,938万5,271円で、1,547万1,729円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額1,808万円に対し、決算額は1,961万4,840円で、予算額より153万4,840円上回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額2億7,511万9千円に対し、決算額は2億6,804万1,163円であり、不用額は707万7,837円となりました。資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2億4,842万6,323円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額442万1,306円、当年度分損益勘定留保資金1億9,955万8,973円、減債積立金4,444万6,044円で補てんいたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」4億7,596万5,007円から2.「営業費用」4億3,165万5,019円を差し引いた、4,430万9,988円が営業利益で、これに3.「営業外収益」3,469万2,971円を加え、4.「営業外費用」5,410万2,270円を減額しますと、経常利益は2,490万689円となります。

この経常利益に、6.「特別損失」29万2,261円を減額した、2,460万8,428円が、当年度純利益となります。

これに前年度繰越利益剰余金2億9,759万8,748円と、減債積立金の取り崩しにより発生する「その他未処分利益剰余金変動額」4,444万6,044円を加えた3億6,665万3,220円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は19億1,064万8,332円となっております。

「剰余金」の内、「資本剰余金」につきましては、前年度末残高と同額の4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、「減債積立金」は補てん財源として使用した4,444万6,044円を減額した2億452万498円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が、未処分利益剰余金に計上されます。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億6,665万3,220円で、「利益剰余金合計」は、6億4,760万9,674円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億6,665万3,220円のうち、減債積立金の使用に伴い発生した「その他未処分利益剰余金変動額」と同額分4,444万6,044円を資本金へ組入れ、残額の3億2,220万7,176円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1.「固定資産」は(1)「有形固定資産」から(3)「投資その他の資産」までの合計で52億5,061万7,319円あります。

2.「流動資産」は、(1)「現金預金」から(4)「その他流動資産」までの合計で、7億6,453万8,992円で、「資産合計」は60億1,515万6,311円となります。

次に、9 ページの負債の部であります。3.「固定負債」は(1) 企業債と(2) 引当金の合計で、27億6,103万6,062円となります。

4.「流動負債」は(1) 企業債から(4) その他流動負債までの合計2億8,147万653円となり、5.「繰延収益」3億6,757万1,202円を合わせた「負債合計」は34億1,007万7,917円となります。

次に、10 ページの資本の部では、6.「資本金」といたしまして、19億1,064万8,332円、7.「剰余金」といたしまして、資本剰余金4,682万388円、(2) 利益剰余金6億4,760万9,674円となり、「資本剰余金」と「利益剰余金」を加えた「剰余金合計」は6億9,443万62円で、「資本合計」は26億507万8,394円となります。

負債資本の合計は、60億1,515万6,311円となり、8 ページ二重線を引いております「資産合計」の額と一致しております。

次の、11 ページ、12 ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上で、議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきましたの説明といたします。

なお、決算書の13 ページから31 ページまで決算付属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

## (登壇)

それでは、議案書の40ページをご覧ください。

議案第67号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」につきましては、現教育長「ふたむらなおじ二村直司」氏の任期が、本年10月10日をもって満了となることから、新たに「でぐちたかひさ出口隆久」氏を任命いたしたく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

「出口」氏は人格が高潔で、教育現場だけでなく本市教育委員会や三重県教育事務所などでも要職を歴任されるなど教育行政に関し識見を有しており、本市の教育長として適任であると考えております。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## (降壇)



### (登壇)

それでは、議案書の42ページをご覧ください。

議案第68号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、現教育委員「北裏<sup>きたうらかよ</sup>佳代」氏の任期が、本年9月30日をもって満了いたしますが、教育、文化に識見を有する「北裏」氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

### (降壇)

## (登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の44ページをご覧ください。

報告第11号「平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の報告について」につきましては、本市の平成30年度決算について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、45ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においては、水道事業会計では資金不足が生じていないものの、病院事業会計で3.3%の資金不足比率が生じたことを報告させていただきます。

次に、46ページの報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

### (生涯学習課長)

それでは、報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算について」につきまして、ご説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

「平成30年度事業報告及び決算」の1ページをご覧ください。公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、設立年月日、事務所、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、平成30年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計3万6,951人で、昨年度と比べ3,010人の減となっております。

主な要因として、平成30年度においては、平成29年度の貸館事業において開催された民間団体の大型記念イベント等の貸館事業などがなかったこと等によるものであります。

次に、5ページには催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。

コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、尾鷲節コンクール及び夢舞台発表会など、計16回の事業を実施しております。

次に、8ページの貸借対照表をご覧ください。

I資産の部ですが、1流動資産と2固定資産を合計した資産合計は5,562万9,204円で、II負債の部では、1流動負債と2固定負債を合計した負債合計が1,494万1,682円となり、

資産合計から負債合計を差し引いた額 4, 068 万 7, 522 円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、9 ページの正味財産増減計算書をご覧ください。

(1) 経常利益の内訳は、①基本財産運用益が 1 万 8, 448 円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が 689 万 8, 348 円で、内訳といたしまして、入場料収益が 79 万 9, 200 円、刊行物等販売収益が 23 万 7, 378 円、これは、自販機<sup>うりさばき</sup>売捌手数料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収益は 586 万 1, 770 円となっております。

次に、③雑収益は、公衆電話通話料等の 3, 800 円であります。④管理受託収益は 4, 989 万 1, 000 円で、これは、尾鷲市と委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は 5, 681 万 1, 596 円であります。

次に、(2) 経常費用の①事業費をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当 667 万 1, 136 円は職員 1 名分の給料、臨時雇用賃金 797 万 904 円は嘱託職員 3 名分の賃金、福利厚生費 232 万 9, 790 円は職員 1 名、嘱託職員 3 名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費 880 万 5, 384 円、賃借料 93 万 1, 443 円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費 1, 685 万 9, 927 円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料 203 万 7, 066 円は、浄化槽保守点検等であります。事業費計は 4, 938 万 7, 691 円となります。

次に、②管理費をご覧ください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なものは、臨時雇用賃金 279万4,966円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

次に、10ページ、委託費 130万9,547円は、会館保守管理業務委託費であります。

経常費用計につきましては5,580万409円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額 101万1,187円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税 46万9,800円を差し引いた 54万1,387円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高 4,014万6,135円を加えますと、一般正味財産期末残高は 4,068万7,522円となり、8ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、11ページから12ページまでは、先ほど説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成24年度までは法人会計のみの経理でよかったものが、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸館事業であります。教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっております。

平成30年度の公益比率は78.4%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも、経常費用計の金額が上回る必要があります。

これは、11ページの経常収益計が 4,163万1,002円に對しまして、12ページの経常費用計が 4,377万1,123円

であり、214万121円上回っておりますので、条件を満たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、13ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

特定資産の当期増加額は51万168円で、当期末残高合計は4,980万8,356円となります。

次に、14ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、15ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I資産の部では、流動資産合計581万683円と固定資産合計4,981万8,521円を合わせた資産合計は5,562万9,204円であります。

II負債の部では、流動負債合計212万3,871円と固定負債合計1,281万7,811円を合わせた負債合計は1,494万1,682円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は4,068万7,522円となります。

次に、16ページには、本年5月28日に実施しました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算について」につきましても説明とさせていただきます。

(降壇)